

# 学校いじめ防止基本方針

＜令和8年度改訂版＞



茅ヶ崎市立中島中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

### (2) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはけません。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努めます。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努めます。
- ・学校いじめ対応組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実行的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、市教育委員会と連携して対応をとります。
- ・いじめの防止等に関する研修を年間内で実施し、職員の資質向上を図ります。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・“された生徒が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」”という認識を全教職員に周知するとともに、その意味するところの理解を深め、法律上のいじめ認知の感度を高めます。
- ・在籍する生徒に対する定期的な調査を、次の通り実施します。
  - ① 生徒対象いじめアンケート調査 年2回実施(5月、9月～10月)
  - ② 個別面談での学級担任等による生徒からの聴き取り調査 年2回(7月、12月)
  - ③ 教育相談での学級担任等による生徒からの聴き取り調査 年2回(6月、10月)

※ なお、教育相談は年間を通して随時受け付けています。

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次の通り相談体制の整備を行います。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② いじめ相談窓口・心の教育相談室の設置

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ、または、その疑いがある行為を見た教職員は、まずはすぐにその行為をやめさせます。また、その場でできる範囲で、個別の聞き取りや指導を実施し、その後は「いじめ対応チーム」に対応経過を報告し、対応に不備がなかった確認を受けるとともに、その後の対応を引き継ぎます。
- ・相談・通報を受けた教職員は、単独で対応することなく「いじめ対応チーム」を発足させ、組織対応につなげます。
- ・いじめを行った生徒に対しては、相手を傷つける行為は許されないことを指導するとともに、その動機や背景は丁寧に確認し、家庭とも連携を図りながら、自身の気持ちを相手を傷つけない形で伝えたり、発散したりする方法を共に模索し、身につけさせます。
- ・はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解できるよう指導します。
- ・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えることができるよう指導します。また、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通して発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通して行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 3 いじめ対応組織の設置

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置し、毎年開催します。

#### ア 構成員

生徒支援部

#### イ 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討
- ・学校いじめ基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正

## (2) いじめ対応チーム

個別のいじめ事案について、組織対応を確実にを行うため、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、事案毎にチームを発足し、対応にあたります。

### ア 構成員

＜軽微と思われる事案の調査・対応＞

当該学年主任・当該学年職員

※ 調査・対応の過程で、軽微と思われない事案であると判断を改めた場合は、管理職に相談の上、次のメンバーに構成員を拡充します。

＜軽微と思われない事案の調査・対応＞

事案の内容に応じ、次の中から柔軟にメンバーを選定します。

校長、教頭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、当該の担任、その他の関係職員

※ 対応を適切に行うために、追加の構成員（学校外の専門職含む）が必要と思われる場合は、生徒指導担当が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命します。また、事案内容に応じて、専門家等の参加を校長が招集します。

### イ 活動内容

- ・いじめに関する相談・通報への対応。
- ・いじめの判断と情報収集。
- ・いじめ事案への対応検討・決定。
- ・いじめ事案の報告。

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、市教育委員会に一報を入れ、その指示を仰ぎます。学校主体調査となった場合は、「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、調査をします。

### (1) 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

校長、教頭、教育相談コーディネーター、生徒指導担当、学年主任、当該の担任

※ 以上を基本構成員として、具体的な構成員については、市教育委員会と検討し、事案に応じて校長が任命します。

※ 専門的知識及び経験を有する者等の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明。
- ・市教育委員会への調査結果の報告。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果に所見をまとめた文書を添付。

## 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること